

かどしま市 中小企業の ひろば



2026年9月 No.170

特集

人手不足時代に求められる 人材の育成・確保 ～選ばれる企業になるために～



メガニョン



ベビニョン

マグマシティPRキャラクター
火山の妖精「マグニョン」

Contents

page 02 特集 人手不足時代に求められる人材の育成・確保 ～選ばれる企業になるために～

page 04 事業所の義務・お知らせ・募集

page 09 経営支援・人材確保・従業員の健康

page 10 助成金・融資

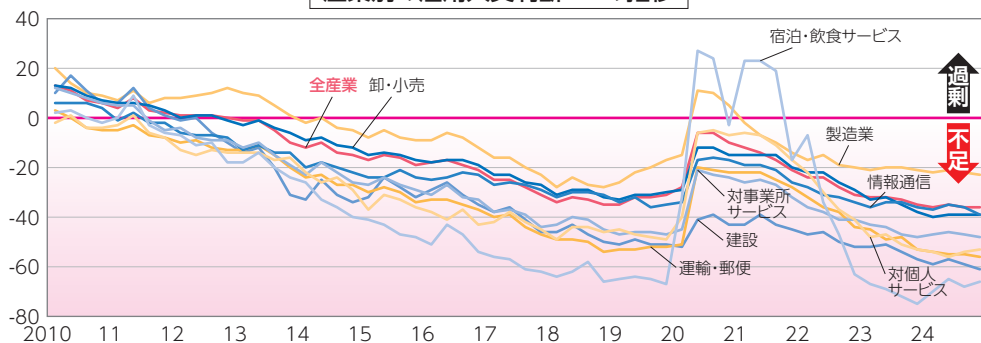
裏表紙 お知らせ

人手不足時代に求められる人材の育成・確保 ～選ばれる企業になるために～

企業の人手不足は深刻な社会問題になっています。内閣府の推計では、2053年頃には総人口が1億人を下回り、労働力不足はさらに加速すると見込まれています。実際、採用活動を進めても、人材を確保できないケースも珍しくありません。人材を確保するためには、求人像の見直しや働きやすい環境づくり、人材育成への取り組みが欠かせません。また、人手不足に対応する手段として、業務プロセスの見直しや自動化・省力化機器の導入を進めることも有効です。

現状 生産年齢人口が減少する中、多くの産業で人手不足が進み、特に中小企業では深刻な問題になっています。

産業別の雇用人員判断D.I.の推移



(「過剰」-「不足」、%ポイント)

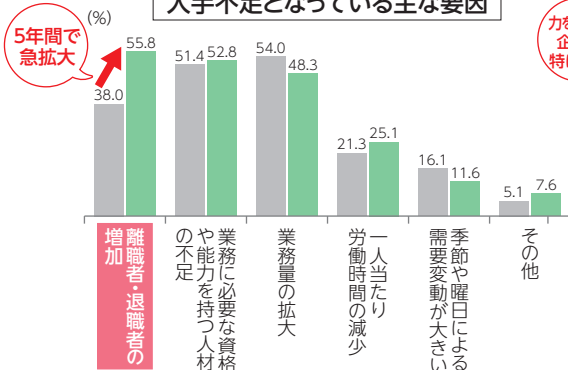
出展：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」をもとに作成。

こんなに多くの業種が人手不足なんだね！

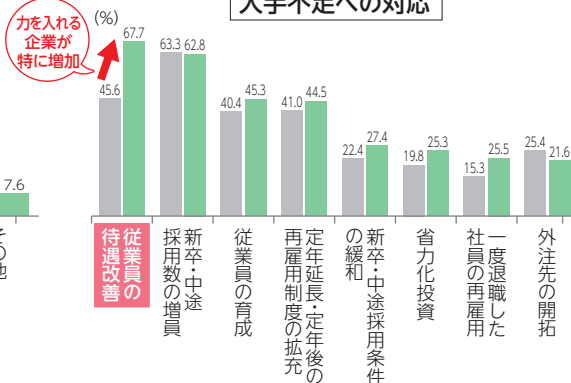
リキニョン

マグマシティPRキャラクター
火山の妖精「マグニョン」

人手不足となっている主な要因



人手不足への対応



出展：内閣府「人手不足への対応に関する企業意識調査」(2024)、「多様化する働き手に関する企業の意識調査」(2019)により作成。

(注) 複数の選択肢から、該当するものを全て選択する形式

人手不足の背景には、少子高齢化による生産年齢人口の減少や働き方の多様化、労働市場のミスマッチなど、複数の要因があります。こうした人手不足は生産性低下や新規事業・事業拡大の停滞、既存業務の負担増によるモチベーション低下を招き、企業の持続的な成長を脅かす可能性があります。

解決策 従業員の視点に合った「魅力ある職場づくり」をすすめよう

ここがポイント！

賃金・処遇の改善

- スキルや成果に応じた報酬制度の整備
- 人事評価シートを活用した客観性の高い評価制度
- 各種手当制度の導入

労働時間・休暇制度の見直し

- 生産性向上による労働時間の短縮
- 生産性向上による年次有給休暇の取得促進

多様な働き方の推進

- テレワークの導入
- 仕事と家庭の両立を支援する制度の整備

キャリア形成支援

- メンター制度の導入
- 1on1ミーティングの実施
- 計画的な職業訓練の実施
- 教育訓練休暇制度の導入

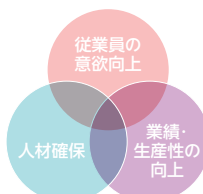
労働環境の改善

- 自動化・省力化機器の導入

採用戦略の強化

- 従業員紹介制度の導入など、採用方法の見直し・多様化

人手不足を解消するには、人材確保・育成と業務効率化の両面から取り組む必要があります。評価や処遇、人材育成、ワーク・ライフ・バランスを実現できる環境整備など、従業員の視点に立った雇用管理を実施することが効果的です。





○株式会社萩原技研 働きやすさと成長を支える

代表取締役 萩原 功一郎さん

社員が心身ともに健康に働けるよう、上下昇降式デスクや有給休暇取得推進制度、定時退社日を導入し、新社屋には広いワークスペースやカフェ、リラックスマールームを整備しました。若手の意見を反映した社屋づくりに加え、2人で社員証をタッチすると飲み物が無料になる「社長のおごり自販機」など、自然と交流が生まれる仕組みも設けています。現場見学会や設計審査、資格取得支援、2カ月研修とOJTで学ぶ環境を整え、業務改善の提案は評価に反映します。技術力だけでなく、人としての誠実さや協働する姿勢を育む環境を整え、社員が同じ価値観を大切にしながら成長できる会社を目指しています。

● 具体的な取り組み

- ・公私のバランスがとれた環境づくり
- ・社員の声を反映させた新社屋と交流空間
- ・2カ月の研修とOJTで基礎力を育成
- ・奨学金代理返還制度
- ・健康経営優良法人認定



柳田 ひかりさん

前職は接客業で、第二新卒として未経験のまま建設コンサルタントの仕事へ。専門的で堅い職場を想像していましたが、企業説明会で感じた落ち着いた雰囲気と話しやすさに惹かれました。離職率の低さや福利厚生も入社の後押しになりました。現在は契約書作成、入札業務、来客・電話応対を担当。専門用語に戸惑う時期も先輩方の丁寧なフォローで乗り越えました。新卒と同じ2カ月の基礎研修があり、未経験でも着実に学べます。契約書を通じて鹿児島の土地を知れることにやりがいを感じ、測量士補の資格取得を目指しています。

【会社概要】

住所：〒892-0816 鹿児島市山下町16-20

設立：昭和51年4月3日

事業内容：建設コンサルタント、測量、補償コンサルタント、一級建築士事務所

従業員数：8名



ユースエール認定企業とは？

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度。

人材の「育成・確保」を支援します

相談
したい

● 雇用管理改善等コンサルタント

人事管理制度や福利厚生、賃金体系など事業主の相談に対して、専門的な相談・援助を行います。各都道府県労働局に設置されています。

● 鹿児島働き方改革推進支援センター

長時間労働の削減や同一労働同一賃金の実現等の働き方改革全般に関して、窓口相談やコンサルティング等を無料で実施しています。

● 鹿児島県よろず支援拠点

生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題に対する相談や助言、経営課題に応じた適切な支援機関の紹介を実施しています。

詳しくは
Check!



詳しくは
Check!



助成金
について

助成金名	助成対象	詳細
人材確保等支援助成金 雇用管理制度・雇用環境整備 助成コース	雇用管理制度（賃金規定制度・諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度など）や従業員の作業負担を軽減する機器・設備等の導入により、離職率低下等に取り組む事業主	
人材確保等支援助成金 テレワークコース	適切な労務管理下におけるテレワークを制度として導入し、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた事業主	
働き方改革推進支援助成金 ①労働時間短縮・年休促進支援コース ②勤務間インターバル導入コース 他	労働時間削減や年次有給休暇等の取得促進、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備または勤務間インターバルを導入し、その定着促進を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主	
両立支援等助成金 柔軟な働き方選択制度等 支援コース 他	育児中の労働者が利用できる柔軟な働き方に関する制度を複数導入したうえで、制度利用者を支援する取組を行った中小企業事業主	
キャリアアップ助成金	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主	

事業者による障害のある方への「合理的配慮の提供」について

障害者差別解消法では、事業者による障害のある人への「合理的配慮^(※)」の提供が義務化されています。障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまも、どのような取り組みができるか考えていきましょう。
^(※)合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

●「合理的配慮」の具体例

	障害のある人からの申出	申出への対応(合理的配慮)
ケース1	飲食店で車椅子のまま着席したい	机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した
ケース2	難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため、細いペンや小さな文字では読みづらい	太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った



※障害者への具体的な配慮については、内閣府ホームページをご確認ください。

内閣府 合理的配慮サーチ

検索

詳しくは
Check!



内閣府



鹿児島市

問い合わせ先

鹿児島市 障害者基幹相談支援センター

TEL 099-226-1200 (mail) kikan-soudan@po2.synapse.ne.jp

募集

中小企業の皆様の相談にお答えします!! 鹿児島市製造業アドバイザー派遣制度のご案内

鹿児島市では、製造業者及び製造業グループを対象に、経営の改善や技術の高度化、新商品の開発やデザイン考案、販路開拓、ISOや特許の取得、DX化などについて指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣しています。どうぞお気軽にご利用いただき、企業の発展にお役立てください。

【対象】鹿児島市内の製造業者及び製造業グループ

【費用】無料

【指導回数】1企業につき年2回まで(1回の時間は3時間以内)

【指導方法】アドバイザーが企業を訪問して、アドバイスします。《企業の秘密は固く守ります。》

【参考事例】・ホームページを立ち上げて、ネット販売を開始

・商品のパッケージデザインを作成

・魅力的な商品展示を行いたい

・商談会出席に向けての準備 など

問い合わせ先

鹿児島市 産業支援課 ものづくり係

TEL 099-216-1323 FAX 099-216-1303

(mail) san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp

お知らせ

従業員の奨学金返還を支援する中小企業を鹿児島市が応援します【奨学金代理返還支援補助金】

鹿児島市では、市内事業所の人材の確保及び定着に向けた取組を支援し、従業員の経済的負担軽減を図るため、奨学金代理返還支援補助金を支給します。

【対象】奨学金代理返還支援制度を導入し従業員の奨学金を代理返還している鹿児島市内に本店または事業所がある中小企業

※申請に際しては、一定の要件がございます。詳しくは、市のホームページに掲載されている申請要領等を必ずご確認ください。

【補助金額】就職後1～3年目の従業員 1人あたり上限9万円/年

就職後4～6年目の従業員 1人あたり上限6万円/年

【資格選定申請期間】令和8年8月3日(月)～令和8年11月30日(月)

【申込方法】市ホームページに掲載している申請書等に必要事項を入力の上、原則オンラインにて申請してください。

詳しくは
Check!



問い合わせ先

鹿児島市 雇用推進課

TEL 099-216-1325

募集

鹿児島市イクボス推進同盟参加企業募集中!

鹿児島市では、率先してワーク・ライフ・バランスを推進し、仕事と生活の両立しやすい環境を整え、誰もが働きやすい職場や社会の実現に向けて取り組む「イクボス推進同盟」に、参加いただける企業・団体等を募集しております。

【対象】本同盟設立宣言の趣旨にご賛同いただける市内に事業所を有する企業・団体等

【取組内容】先進事例、他企業等の取組に関する情報の共有・表彰、取組の推進など

【申込期限】随時参加を受け付けております。

【申込方法】鹿児島市ホームページの申込フォーム(右二次元コード)からお申し込みください。

お申込みは
コチラ!



問い合わせ先

鹿児島市 こども政策課

TEL 099-216-1514 FAX 099-803-7628

(mail) kodo-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

法人市民税のご案内

法人市民税は、市内に事務所・事業所等がある法人等に課税される税で、資本金等に応じて負担する**均等割**と法人の所得に応じて負担する**法人税割**があります。

鹿児島市内に法人を設立したとき、または、事務所や事業所を設置したときは、「法人等設立（設置）申告書」の届出が必要です。

●納税義務者は、次のとおりです。

納税義務者	均等割	法人税割
(1)市内に事務所や事業所がある法人	○	○
(2)市内に寮・宿泊所等がある法人で事務所や事業所がないもの	○	
(3)市内に事務所や事業所がある公益法人等または法人でない社団等で、収益事業を行っているもの	○	○
(4)市内に事務所や事業所がある公益法人等で、収益事業を行わないもの	○	
(5)市内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託者		○

※法人市民税は、事業年度が終了した後一定期間内に、その納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税額を納めることになっています。

問い合わせ先

鹿児島市 市民税課 諸税係
TEL 099-216-1172

鹿児島市ホームページより
法人市民税

検索

詳しくは
Check!



ご存じですか？事業所税

事業所税とは人口30万人以上の都市等で、都市環境の整備および改善に関する事業の費用に充てるための目的税です。一定規模を超える事業所または事務所等において事業を行う法人または個人は納税が義務づけられています。事業所税は建物の所有者ではなく、実際にそこで事業を行う法人や個人が納税義務者となります。

	資産割	従業者割
課税標準	市内の事業所用家屋の合計床面積 (㎡)	従業者給与総額 (円)
税 率	600円/㎡	0.25%
課税対象	市内の事業所用家屋の合計床面積が1,000㎡を超える事業所または事務所等	市内の合計従業者数が100人を超える事業所または事務所等

【申告・納付期限】法人：事業年度終了の日から2カ月以内

個人：翌年の3月15日

問い合わせ先

鹿児島市 市民税課 諸税係
TEL 099-216-1172

鹿児島市ホームページより
事業所税

検索

詳しくは
Check!



医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト

医療、介護、保育の3分野を重点的に支援する「医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト」を、令和8年度に全国のハローワークで実施しています。

特に人手不足が深刻であり、人材確保が喫緊の課題となっている医療、介護、保育の3分野について、事業所訪問等によるアウトリーチ支援を強化するとともに、急募求人への対応や、求職者へのマッチング支援等をさらに拡充することによって求人充足支援の強化を図ります。

問い合わせ先

鹿児島県労働局 職業対策課
TEL 099-219-8712 FAX 099-216-9911

詳しくは
Check!

ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む事業所必見！
～鹿児島市ワーク・ライフ・バランス推進奨励金～

鹿児島市では、労働力人口が減少する中で、市内事業所における人材の確保・定着を図るため、若者や女性が働きやすい職場づくりの推進に取り組む中小企業主に対し、奨励金を支給します。

【対 象】鹿児島市イクボス推進同盟に参加、または参加予定であり、本市内に本社を有する中小企業事業主（先着順）

【対象取組】(1)柔軟な働き方支援 (2)不妊治療と仕事の両立
(3)女性管理職の増 (4)男性の育児休業取得

【補助金額】最大40万円（各取組につき10万円）

【申込方法】市ホームページに掲載している申請書等に必要事項を入力の上、原則オンラインにて申請してください。

問い合わせ先

鹿児島市 雇用推進課
TEL 099-216-1325

詳しくは
Check!



お知らせ

ワーク・ライフ・バランス推進のための無料アドバイザー派遣 ～あなたの事業所の働きやすい職場環境づくりを応援します！～

「働き方を見直し、若い人に魅力ある職場にしたい」「従業員が長く働き続けられる職場にしたい」など、ワーク・ライフ・バランスの推進に意欲のある事業所にアドバイザー（社会保険労務士など）を派遣しますので、お気軽にご利用ください。

【対象】ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組を始めたい、または現在の取組を見直したいとお考えの市内の事業所（先着順）

【内容】相談回数：1事業所あたり3回まで。1回あたり2時間程度。

具体的な相談例 ・ワーク・ライフ・バランスといっても、具体的に何から始めたらいいの？
・使えそうな助成金や就業規則の見直し、社内研修などを実施したい
・従業員の仕事と育児・介護の両立を支援したい

問い合わせ先

鹿児島市 雇用推進課
TEL 099-216-1325

【料 金】無料

【申込方法】所定の申込用紙に必要事項を記入の上、右記問い合わせ先までご提出ください。
申込用紙は、市ホームページからダウンロードいただけます。

詳しくは
Check!

お知らせ

障害者の法定雇用率引き上げと除外率の引き下げについて

令和8年7月1日から、障害者の法定雇用率が引き上げられました。

民間企業の法定雇用率 2.5% ⇒ **2.7%**

対象事業主の範囲 40.0人以上 ⇒ **37.5人以上**

▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告。
- 障害者の雇用の促進と継続を図るため「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）。

令和7年4月1日から除外率が引き下げられました。

▶ 除外率（障害者の就業が一般的に困難と認められる業種について適用される制度）が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられました。

問い合わせ先

鹿児島労働局 職業対策課
TEL 099-219-8712
FAX 099-216-9911

詳しくは
Check!詳しくは
Check!

障害者を雇用する場合に活用できる支援制度等に関する詳細は、厚生労働省のウェブサイトからパンフレット（障害者雇用のご案内）をご確認ください。

お知らせ

令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント対策、 求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！

事業主の皆さまは、改正法や指針の内容に沿った対策を行う準備を進めてください。

カスタマーハラスメント対策の義務化

職場における「カスタマーハラスメント」とは、

職場において行われる①顧客等の言動であって、②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素を全て満たすものです。

【①顧客等とは】顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含みます）。

【②社会通念上許容される範囲を超えた言動とは】社会通念に照らし、当該顧客等の言動の内容が契約内容からして相当性を欠くもの、又は手段や態度が相当でないもの。

【③労働者の就業環境が害されるとは】当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること。

カスタハラ防止のために講ずべき措置（義務）

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 相談体制の整備
- 事後の迅速かつ適切な対応
- 対応の実効性を確保するために必要なカスタハラ抑制のための措置
- そのほか併せて講ずべき措置

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものです。

【求職者等とは】

■ 求職者（企業の求人に応募する者）

■ 求職者以外の者であって、○事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、○教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指します。なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

求職者等セクハラ防止のために講ずべき措置（義務）

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 相談体制の整備
- 事後の迅速かつ適切な対応
- そのほか併せて講ずべき措置

問い合わせ先

鹿児島労働局 雇用環境・均等室
TEL 099-223-8239

詳しくは
Check!

女性活躍推進法が改正されました！

男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務が拡大 (2026(令和8)年4月1日施行)

事業主の皆さまは、女性活躍推進法に基づく情報公表や一般事業主行動計画の策定に際し、改正法や改正省令・指針に沿った取組が行われるよう準備を進めてください。

情報公表の必須項目の拡大

従業員数301人以上の企業は、以下の4項目を情報公表する必要があります		従業員数101～300人の企業は、以下の3項目を情報公表する必要があります	
■男女間賃金差異(令和8年4月から101～300人の企業へ新たに義務付け)			
■女性管理職比率(令和8年4月から義務付け)			
■女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績		■女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績 または 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績	
■職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績			

えるばしプラス認定の創設

女性の健康支援に関する基準を追加した新しい認定を創設しました。えるばし認定またはプラチナえるばしと同時に申請をすることで認定を受けられます。

- ①「女性の健康上の特性に配慮した休暇制度」及び
女性の健康上の特性への配慮のために利用可能な、「半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、在宅労働等のうちいずれかの制度」を設けること
②女性の健康上の特性への配慮に関する方針及び①に掲げる制度の周知
③女性の健康上の特性への配慮に関する労働者の理解を促進するための取組(研修等)の実施
④女性の健康上の特性への配慮に関する業務を担当する者の選任、相談体制整備、当該相談窓口の周知



職場における女性の健康支援

事業主行動計画策定指針において、一般事業主行動計画の策定に当たっては、男女の性差を踏まえ、職場における女性の健康上の特性に係る取組が行われることが望ましいことを明記しました。一方、健康に関してはプライバシー保護が特に求められることに留意してください。

えるばし認定基準(1段階目)の見直し

- えるばし認定(1段階目)の基準を見直し、基準を満たしていない項目については、
・単年度の実績を評価している項目については、一定の方法により3事業年度の平均値が改善していること
・単年度の実績を評価している項目以外の項目については、2年以上連続して実績が改善していることでも認定が受けられるようになりました。



問い合わせ先

鹿児島労働局 雇用環境・均等室
(TEL) 099-223-8239

詳しくは
Check!

10月は『個別労働紛争処理制度に係る周知月間』です！



県労働委員会では、個別労働紛争処理制度として「あっせん」を行っています。

「あっせん」は、個々の労働者と使用者との間に生じた労働に関するトラブルについて、当事者間で解決を図ることが困難な場合、労働問題に関し経験豊富な「あっせん員」が双方の主張をお聞きして、歩み寄りによる円満解決をお手伝いする制度です。

あっせん員は、**県労働委員会の公益委員**(弁護士、大学教授等)、**労働者委員**(労働組合役員)、**使用者委員**(会社経営者等)の三者で構成され、**公正・中立な立場**であっせんを行います。労働者、使用者のどなたでも利用できますので、まずはお気軽に御相談ください。(無料、秘密厳守)

問い合わせ先

鹿児島県 労働委員会事務局(県庁15階)
(TEL) 099-286-3943 (FAX) 099-286-5653

県労働委員会委員等による「労使間のトラブルに関する相談会」の開催

職場のトラブルで悩んでいませんか？

個々の労働者と使用者との間に生じた労働に関するトラブルの解決方法について、県労働委員会委員(弁護士・大学教授等、労働組合役員、会社経営者等)等が相談に応じます。労働者、使用者のどなたでもお気軽に御相談ください。

- ・10月1日(木) 受付10時～15時30分 県労働委員会(県庁15階) ※電話相談可
(当日は(10/1)は、関係機関(労働局、社労士会等)との合同相談会です。)
- ・10月18日(日) 受付13時30分～16時 県労働委員会(県庁15階) ※電話相談可
- ・10月27日(火) 受付14時30分～16時30分 同上

◎申込みは先着順(予約優先)ですので、事前予約をお勧めします。

(申込み時点で相談枠に空きがない場合は、
次回相談会やほかの相談窓口を紹介することがあります。)

※予約状況など詳しくは右記「問い合わせ先」までお問い合わせください。

◎相談事例 解雇、雇止め、配置転換、賃下げ、パワハラ・嫌がらせなど

問い合わせ先

鹿児島県 労働委員会事務局(県庁15階)
(TEL) 099-286-3943 (FAX) 099-286-5653



お知らせ

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

【賃上げ支援助成金パッケージ】

生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善を通じ、労働市場全体の賃上げを支援します。
併せて、生産性向上等への取組や働きやすい職場環境整備に関するワンストップ相談窓口として、「鹿児島働き方改革推進支援センター」にて相談支援を無料で行います。

問い合わせ先

鹿児島労働局 雇用環境・均等室
TEL 099-223-8239

鹿児島労働局 HP



鹿児島働き方改革
推進支援センター

Free Dial 0120-380-436

センター HP



厚生労働省 HP



お知らせ

9月10日～9月16日は自殺予防週間です。 職場のメンタルヘルス対策に役立つ情報「こころの耳」

9月10日～16日は自殺予防週間です。こころの健康について考えてみませんか？

自殺は誰にでも起こりうる「社会的な問題」です。一人で悩まず、まずは相談してみませんか？



こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト 厚生労働省

きこえていますか？
こころとからだのSOS
こころの耳がお手伝いします

こころの耳キャラクター「ココロコロ」

相談窓口案内 セルフチェック 動画
eラーニング Q&A 事例紹介

事業者の方へ
職場のメンタルヘルス対策に役立つ情報もあります

こころの耳の相談窓口

電話相談 0120-565-455
平日 17:00～22:00
土・日 10:00～16:00
(祝日、振替休日、年末年始を除く)

SNS相談
まずはLINEで友だち登録

メール相談
24時間受付
1週間以内に返信します

※相談の受付には利用規約への同意が必要です。あらかじめの利用規約をご確認ください。

【鹿児島市の相談窓口】

いのちを支える

自殺予防 検索

詳しくは Check!

問い合わせ先 鹿児島市保健所 保健支援課
TEL 099-803-6929

お知らせ

パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります (令和8年10月1日施行)

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を進めるため、「同一労働同一賃金」に関する施行規則と告示が改正されました。

1 雇入れ時の労働条件明示事項が追加されます！

パートタイム・有期雇用労働者を雇入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります

- | | | |
|--|----------------------------------|-----------|
| ☐ 昇給の有無 | ☐ 退職手当の有無 | } 現行の明示事項 |
| ☐ 賞与の有無 | ☐ 相談窓口 | |
| ☐ 待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨 | | |

改正後のモデル労働条件
通知書はこちら



2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇について不合理な差を設けることを禁止しています（いわゆる「同一労働同一賃金」）。

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。

改正により、ガイドラインに、新たに下記の内容が追加されました。自社の状況がガイドライン等の内容に沿ったものになっているか確認してみましょう。

改正後のガイドラインについて
詳しくはこちら



〈新たに追加された内容〉

- | | | |
|---------------|-----------------|----------------|
| ● 賞与（記載の充実） | ● 家族手当（新規追加） | ● 病気休職（記載の充実） |
| ● 退職手当（新規追加） | ● 住宅手当（新規追加） | ● 夏季冬季休暇（新規追加） |
| ● 無事故手当（新規追加） | ● 福利厚生施設（記載の充実） | ● 褒賞（新規追加） |

3 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパート・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、以下の①と②を説明しなければなりません。

①待遇差の内容や理由、②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項
説明に当たって留意すべき事項については、「同一労働同一賃金特集ページ」をご覧ください。

改正内容の詳細については
同一労働同一賃金
特集ページへ



就業規則の整備等の労務管理に
関するお問い合わせは
鹿児島働き方改革推進支援センターへ



問い合わせ先

鹿児島労働局 雇用環境・均等室
TEL 099-223-8239

「スキル人材」の確保ならプロ人拠点に！～『常勤』・『副業』どちらも支援～

鹿児島県プロフェッショナル人材戦略拠点は、全国的に人材不足の深刻化や経営環境の変化が進む中、デジタル化への対応など様々な経営課題解決、攻めの経営に向け高いスキルを持ったプロ人材を確保するため、無料で人材マッチングを支援している公的機関です。

現在は、コスパが非常に高い「高度副業人材」（基本リモートでの業務）の活用も盛んです。これに係る県の8割補助事業もあります。

「経営改善・向上」「新事業展開」のため、有益な人材の獲得・活用により様々な課題解決を図ることについて、皆様からのご相談をお待ちしています。まずは、お気軽にお電話ください。

高度副業・兼業プロ人材獲得までの流れ



問い合わせ先

鹿児島県 プロフェッショナル人材戦略拠点
TEL 099-219-9277

詳しくは
Check!

治療をしながら働く人を応援します！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。また、治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。

事業場の皆様！指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めてみませんか。専門スタッフの支援の活用を希望される際は、鹿児島産業保健総合支援センターにご相談ください。

問い合わせ先

鹿児島労働局 健康安全課 TEL 099-223-8279
鹿児島産業保健総合支援センター TEL 099-252-8002

詳しくは
Check!

中小企業のBCP策定やBCM構築を支援します

中小企業においては、災害などの緊急事態が発生したときに、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための事業継続計画（BCP）を策定し、緊急事態に備えておくことが重要です。

また、災害に強い体制を築くため、BCPの運用、見直しまでのマネジメントシステム（BCM）を構築することも効果的です。

鹿児島県では、公益財団法人かごしま産業支援センターと連携し、BCPやBCMに詳しい専門家を派遣する「専門家派遣事業」を実施しているほか、セミナーや補助金により、具体的なBCP策定を支援しています。

詳しくは鹿児島県のホームページをご覧ください。

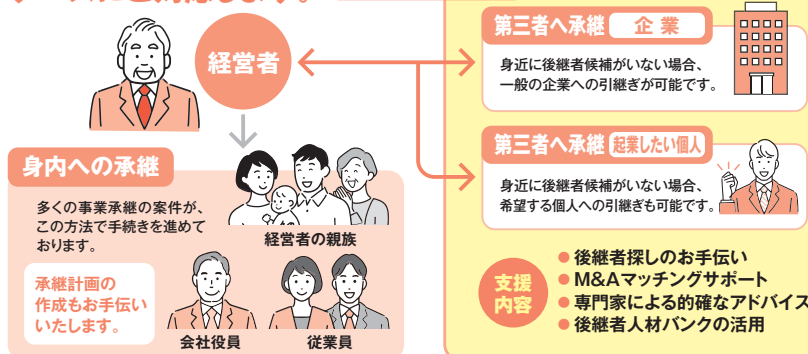
鹿児島県 BCP

検索

詳しくは
Check!社長！事業承継は時間がかかりますよ！
先送りにしがちな事業承継、手続き完了まで5年～10年もかかることがあります

専門家があらゆる
ケースにご対応します。

企業を
売りたい・買いたい → 企業や個人も支援！



よくある

事業承継を考えるタイミング

- 体力・気力の衰え
- 家族からの訴え
- 知人の会社が事業承継した
- 取引先からの問い合わせ

相談無料！
秘密厳守！
出張相談可！

経営者の数だけ、想いがある。

「事業承継・引継ぎ」
支援事例紹介

スマホで右のQRコードへ
アクセスしてください。
事業承継・引継ぎを成功
させた事例を動画でご紹介！



※相談の際は決算書等、
必要な書類があります。

鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター

検索

問い合わせ先

鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター
TEL 099-225-9550 (mail) kshien@kagoshima-hikitsugi.go.jp

詳しくは
Check!

中小企業等生産性向上支援事業補助金の募集について

鹿児島市では、中小企業者のICTを活用した生産性向上の取組を促進するため、専門家の派遣やICTツールの導入に対する補助を行っております。ICTツール導入の前後では専門家のサポートがあるため、安心して導入にチャレンジいただける仕組みとなっております。詳しくは、市のホームページをご確認ください。

【支援対象者】鹿児島市内に本店又は主たる事務所有する中小企業者等

【補助対象事業】●専用ソフトウェア導入による事務効率化(勤怠管理、給与計算、在庫管理など) ●キャッシュレス決済やPOSレジ導入による事務効率化 ●自動化・管理ツール導入による事務効率化 など ●補助対象となる有料のソフトウェアの導入またはクラウド利用料とあわせて購入する場合に限り、導入関連費及びハードウェア購入費も補助対象となります。

※ECサイトなどの販路拡大や、広告宣伝に類するものは対象外

【補助率】1/2(上限50万円(ハードウェア購入費は10万円を上限))

【申込期限】第1次募集:令和8年4月1日(水)～9月30日(水)

第2次募集:令和8年10月1日(木)～12月25日(金)

※詳細及び申請書様式等は、鹿児島市のホームページでご確認ください。

問い合わせ先

鹿児島市 産業支援課 商業サービス係

(TEL) 099-216-1322 (FAX) 099-216-1303

(mail) san-syogyo@city.kagoshima.lg.jp

詳しくは
Check!



海外への販路開拓を支援します！

鹿児島市の中小企業者等が、販路を拡大するため、海外で開催される展示会等に出展する経費や海外市場調査等を実施する経費、海外現地視察に要する経費の一部を助成しております。ぜひご活用ください。

●輸出チャレンジ支援事業

【補助対象事業】●国、都道府県、その他公的機関等の主催、共催又は後援により、海外で開催される展示会等へ出展又は参加する事業(出展料、渡航費など) ※オンラインでの参加も可 ●海外市場のニーズ等を調査する事業(渡航費、専門家への委託料など)

●海外現地視察を実施する事業(渡航費など) ※国、県、その他公的機関等が主催する海外現地視察事業等への参加を伴うものに限る

【対象とならない経費の例】●交付決定通知日より前に支払った経費 ●飲食に係る経費 ●展示会等で提供する試食品や景品等の購入費

【対象者】市内に主たる事業所がある中小企業者等

【助成額】補助対象経費の2分の1以内 ※上限20万円

海外展開の促進を図るため、本市事業者5者以上の商品等を取り扱う地域商社の海外への販路拡大に要する経費の一部を助成しております。ぜひご活用ください

●地域商社支援事業

【補助対象事業】●国、都道府県、その他国内の公的機関及び団体、金融機関又は開催国の公的機関の主催、共催又は後援により、国内外で開催される海外バイヤーの参加する展示会等への出展、又は参加。 ※オンラインでの参加も可 ●海外バイヤーの招へい

●情報発信及びプロモーション活動 ●セミナーの開催 ●取引に係る物流・決済の一元化 ●その他市長が認めるもの

【対象とならない経費の例】●交付決定通知日より前に支払った経費 ●あらかじめ補助対象経費として申請のなかった経費

●飲食に係る経費

【対象者】市内に本店を有する地域商社

【助成額】補助対象経費の2分の1以内 ※上限100万円

所定の申請用紙に必要な書類を添えて提出(申請用紙は市ホームページからダウンロード可能)。まずはお問い合わせください。

問い合わせ先

鹿児島市 産業政策課 企画調整係

(TEL) 099-216-1318

増設・新設をご検討中の事業主様へ 鹿児島市企業立地促進補助金をご活用ください

鹿児島市と立地協定を締結し、新規雇用者などの交付要件を満たした企業に対して、補助金を交付いたします。詳細は市ホームページをご覧ください。市産業創出課までお問い合わせください。

対象業種等	要 件	補助限度額
1 製造業	新規雇用者が11人以上[市内企業は6人以上(中小企業の場合は3人以上)*] 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上	1億6,000万円 7億円
2 情報通信業(ソフトウェア業等)/ デザイン業・コンテンツ制作業等/ 研究開発施設	新規雇用者が6人以上(デザイン業・コンテンツ制作業は3人以上) 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上 鹿児島県内初進出の場合、新規雇用者が5人以上(デザイン業・コンテンツ制作業は3人以上)	6,000万円 3億円 6,000万円
3 事務処理センター	新規雇用者が30人以上	3億円
4 本社機能(業種は問わない) (企業の調査・企画・管理等の部門、研究所、研修所など)	新規雇用者が10人以上(中小企業の場合は5人以上)	3億円

※市内製造業特例適用の場合は、設備投資額1億円以上が要件となります。

【1～4】の共通要項

原則として、事業用の新たな用地等を取得または賃借した後3年以内に操業を開始すること。市との立地協定を締結し、協定に定める事項を履行すること。

新規雇用者の人数要件はかごしま連携中枢都市圏構成市(鹿児島市、日置市、いちき串木野市、始良市)の市民が対象(ただし、半数以上が鹿児島市民であること)

問い合わせ先

鹿児島市 産業創出課 企業立地係

(TEL) 099-216-1314

詳しくは
Check!



設備投資に対する税の優遇措置について

下記の地域等において、施設や設備などの新增設を行う際、**一定の要件を満たす場合**、税の優遇措置が適用されます。適用されるためには、**着工・取得前**に県や市の認定、指定等を受ける必要があります。

●要件など詳しくは、下記のお問い合わせ先にお早めにご相談ください。

地域	対象業種等	主な税の優遇措置
①半島振興対策実施地域 【喜入地域、松元地域、郡山地域、桜島地域】	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	所得税、法人税の割増償却、不動産取得税、事業税、固定資産税の不均一課税
②過疎地域【旧桜島町の区域】	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等（コールセンター含む）	所得税、法人税の割増償却、不動産取得税、事業税、固定資産税の課税免除
③地方活力向上地域 【市街化区域、吉田・郡山・松元・喜入地域の一部】	本社機能（企業の調査・企画・管理等の部門、研究所・研修所など）	法人税の特別償却・税額控除、不動産取得税、固定資産税の不均一課税
④地域未来投資促進法に基づく促進区域 【国立公園区域（桜島等）の一部を除く本市全域】	半導体・電子関連、モビリティ関連、食品加工関連、ヘルスケア関連、航空・宇宙関連、ロボット関連、情報通信関連、環境・新エネルギー関連、観光関連	法人税の特別償却・税額控除、不動産取得税、固定資産税の課税免除
⑤市内全域（中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定）	全業種	先端設備等導入計画内で賃上げを表明した場合、賃上げ率に応じて特例措置（課税標準の軽減）あり 1.5%以上：1/2軽減（3年間） 3.0%以上：1/4軽減（5年間） ※賃上げ方針の表明なし：特例措置なし

問い合わせ先

地域	窓口	電話番号
①半島振興対策実施地域 ②過疎地域 ③地方活力向上地域	産業創出課（※）	216-1314
④地域未来投資促進法に基づく促進区域 ⑤市内全域（中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定）	産業政策課（※）	216-1318

※業種によって、担当課が異なりますので、上記の窓口から各担当課をご案内いたします。

鹿児島市中小企業融資制度 ～事業資金の調達にお役立てください～

鹿児島市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上（資金によっては1年以上）継続して事業を営んでいる個人・法人の中小企業者に対して、事業資金の融資制度を設けています（ただし、創業支援資金は事業実績のない方や事業実績が1年未満の方が対象。街なかリノベーション推進資金は事業実績を問いません）。また、融資を受ける際の信用保証料の一部または全部を鹿児島市が補助します。国のセーフティネット保証に対応する鹿児島市や鹿児島県の資金を利用する場合、鹿児島市に事業所がある事業者は、融資に鹿児島市の認定が必要になります。鹿児島市のセーフティネット保証対応資金は、経営安定化資金です。

■**主な申込要件** 納期の到来している市税を完納していること（申込者・連帯保証人）など資金毎に要件があります。

■**主な資金** 詳細については、鹿児島市ホームページをご確認ください。

内 容	融資限度額	保証料補助割合
産業振興資金（事業振興や経営改善のための資金）	3,000万円	運転 1/2（上限0.60%） 設備 2/3（上限0.80%）
創業支援資金 （①創業関連保証対応、②スタートアップ創出促進保証対応【経営者保証免除】、③一般保証対応）	2,000万円 （うち運転資金は1,400万円）	2/3 ※市主催のセミナー等の修了者または女性、若者（30歳未満）、シニア（55歳以上）は3/4。なお、セミナー等の修了者が女性、若者、シニアの場合は4/5
小規模企業支援資金（小規模企業者に対する資金）	2,000万円（ただし、既存の保証残高との合計の範囲内）	3/5
新事業展開支援資金 （①事業転換や多角化、②事業拡大※、③海外販路拡大、④新特産品コンクール入賞者）※移転や増設・分社化は対象外	① 1,200万円 ②～④ 3,000万円	①、② 2/3 ※市主催のセミナー等の修了者は3/4 ③ 2/3、④ 4/5
環境配慮促進資金（認証取得、環境に配慮した設備の導入等に対する資金）	3,000万円	4/5
ICT活用促進資金（ICTの活用促進に対する資金）	3,000万円	4/5
経営安定化資金（セーフティネット保証対応等の資金）	3,000万円	4/5

■取扱金融機関

鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫
鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・鹿児島みらい農業協同組合
奄美大島信用金庫・福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行
宮崎銀行・宮崎太陽銀行・商工組合中央金庫

問い合わせ先

鹿児島市 産業支援課 金融係
TEL 099-216-1324
又は左記取扱金融機関

詳しくは
Check!



働き方、見直しませんか？ 労働時間の見直しや職場環境の整備、設備導入などの取組を支援します！

令和8年度 働き方改革推進支援助成金

コース	成果目標	助成上限額
業種別 課題対応 コース 建設業 運送業等 病院等 情報通信業・宿泊業	①～⑥の何れかを1つ以上 ①～⑤の何れかを1つ以上 ①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上 ①～⑤の何れかを1つ以上	①150～250万円 ②50～100万円 ③25万円 ④25万円 ⑤120～170万円（←業種により上限が異なります） ⑥25～100万円 ⑦50万円
労働時間短縮・年休促進支援 コース	①～③の何れかを1つ以上	①50～150万円 ②③25万円
勤務間インターバル導入コース	9時間以上の勤務間インターバル制度を導入・適用拡大・時間延長すること	50～150万円
取引環境改善コース（R8新設）	荷主団体等（※）が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮等に効果を上げること （※）荷主又は倉庫事業者並びに運送事業者等から構成される、別に定める団体のことをいう	100万円

助成対象となる取り組み（取引環境改善コース除く）

- ①労務管理担当者に対する研修
- ②労働者に対する研修、周知・啓発
- ③外部専門家によるコンサルティング

④就業規則・労使協定等の整備

- ⑤人材確保に向けた取組
- ⑥労務管理ソフトウェア等の導入・更新
- ⑦労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

問い合わせ先

鹿児島労働局 雇用環境・均等室
TEL 099-223-8239

詳しくは
Check!



働く皆様に将来の安心を。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

- ① 掛金の一部を国が助成！
事業主の負担を軽減します。
- ② 掛金は全額非課税でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。
- ③ 外部積立型でラクラク管理！
管理や運用の手間がかかりません。

- パートタイマーも
ご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等
との資産移換も可能です。



詳しくはホームページ
をご覧ください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03) 6907-1234

お知らせ

適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入にかかる費用を助成します

鹿児島市では、適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に係る費用の支援や研修会等に係る費用を助成します。

- 中小企業等生産性向上支援事業 中小企業者や小規模事業者のICTを活用した生産性向上の取組を支援。ハード面・ソフト面におけるインボイス導入に係る費用も助成の対象になる場合があります。
- 頑張る商店街支援事業 商店街や商工業の事業協同組合が、経営に必要な技術・知識等を習得するために開催する研修会等に要する経費を助成。インボイス制度をテーマとした研修会を開催する場合の講師謝金、旅費等も助成の対象となります。

問い合わせ先

〈軽減税率制度、インボイス制度に関する相談〉インボイスコールセンター

(Free Dial) 0120-205-553

〈中小企業等生産性向上支援事業・頑張る商店街支援事業に関すること〉鹿児島市 産業支援課 (TEL) 099-216-1322

お知らせ

よかセンター鹿児島 入会のおすすめ

福利厚生制度の充実で明るい職場&業績アップ！

公益財団法人鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター(よかセンター鹿児島)は、企業の福利厚生を充実させるため、鹿児島市が設立した公益法人です。ぜひご活用ください！

〈お祝い給付金〉

給付項目	給付金額
結婚祝金	20,000円
出産祝金	12,000円
小学校入学祝金	10,000円
中学校入学祝金	10,000円
20歳祝金	5,000円
勤続祝金	3,000~5,000円
還暦祝金	10,000円

お見舞い・お悔やみ給付金もあります

〈各種チケット〉

	一般料金	会員料金
映画チケット	2,000・2,200円	1,200・1,400円
温泉入浴回数券(10枚綴)		3,600円
ネオゴルフステージメテオゴルフ練習券	11,000円	8,900円
ゴルフプラザピスタゴルフ練習券	10,000円	8,000円

〈食べる・遊ぶ・泊まる〉

	助成金額
ランチ助成	500円
和・洋菓子助成	500円
納涼ビアガーデン助成	800円
ぶどう・梨・みかん、いちご狩り助成	800円
旅行費助成 1泊	1,500円
2泊まで	最大3,000円

〈健康〉

- 職場健康診断助成
(1人 1,000円)
- 各種検査助成
(人間ドック、PET、脳ドック等)

〈その他〉

- スイートコーン・いも掘り等収穫体験
- スポーツ大会の開催
(ソフトボール)
- 主催教室等の開催
(寄せ植え教室、折り紙教室等)
- チケット割引販売
(コンサート、テーマパーク等)
- マラソン大会助成

入会金 1人 300円
会費 1人 600円
(月額)

※会費等は、税法上、損金または
必要経費として処理できます。

詳しくは
Check!



問い合わせ先

よかセンター鹿児島(中央町10番地 キャンセビル7階)
(TEL) 099-285-0003

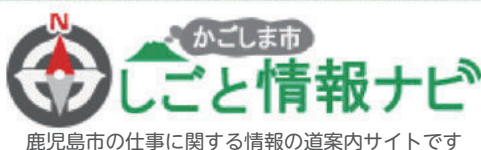
お知らせ

かごしま市しごと情報ナビのご案内

労働局やハローワーク、県や関係機関などを含めた市内の仕事に関する情報について、仕事探しやスキルアップ、人材確保など、求職者や事業者の目的別に案内しています。ぜひご活用ください。

しごと情報ナビ

検索



鹿児島市の仕事に関する情報の道案内サイトです



■発行/鹿児島市 産業局 産業振興部 雇用推進課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号(みなと大通り別館5階) TEL 099-216-1325 FAX 099-216-1303
「かごしま市中小企業のひろば」は、市ホームページでもご覧いただけます。 <https://www.city.kagoshima.lg.jp>

■制作/斯文堂株式会社